森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成二十年農林水産省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第三十五条とし、第二十条を第三十四条とする。

第十九条第一項第一号中「第三条第一項第一号から第四号まで」を「第十七条第一項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号に、第五号を第四号とし、同条第二項中「第三条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に、「第二条第二項中」を「第十七条第二項中」に、「第六条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十九条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第三項第一号中「第十条第五項及び第十一条第四項」を「第二十四条第五項及び第二十五条第四項」に、「調査の手法又は予測の手法」を「調査の手法又は予測の手法」に改め、同項第二号中「第十条第五項」を「第二十四条第五項」に、「調査手法」を「調査の手法」に改め、同項第三号中「第十一条第五項」を「第二十五条第五項」に改め、同項第四号中「第十一条第六項」を「第二十五条第六項」に改め、同項第五号中「第十二条第二号」を「第二十六条第二号」に改め、「明らかに」の下に「できるように」を加え、同項第六号中「第十二条第四号」を「第二十六条第四号」に改め、「明らかに」の下に「できるように」を加え、同項第七号中「第十二条第五号に規定する」を「第二十六条第五号の規定により明らかにできるようにした」に改め、同条第四項中「第十五条」を「第二十九条」に、「第十六条」を「第三十条」に、「第十七条」を「第三十一条」に改め、同条第五項中「第十八条第三項」を「第三十二条第三項」に、「明らかに」を「できる限り明らかにするよう努めなければならないこと」に改め、同条を第三十三条とする。

第十八条第一項中「この条において」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十八条に次の一項を加える。

4　事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十八条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「第十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、区域等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該区域等に関する複数案から対象林道事業実施区域その他の事項の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十七条を第三十一条とし、第十六条を第三十条とし、第十五条を第二十九条とする。

第十四条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「から第十八条まで」を「から第三十二条まで」に改め、同条を第二十八条とする。

第十三条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）」に改め、同条第一項中「第六条」を「第二十条第一項」に、「関する」を「ついての」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第十三条を第二十七条とする。

第十二条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に改め、同条第一号中「第十五条第一項」を「第二十九条第一項」に、「当該選定項目」を「選定項目」に改め、同条を第二十六条とする。

第十一条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の手法）」に改め、同条第一項中「第九条」を「第二十三条」に、「当該選定項目の」を「選定項目の」に改め、同項第一号中「第七条第三項各号」を「第二十一条第三項各号」に改め、同条第五項中「設定」を「推定」に、「将来の環境の状況の推定に」を「当該推定に」に改め、同条第六項中「当該事業」を「対象林道事業」に改め、同条を第二十五条とする。

第十条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項中「当該選定項目について」を「選定項目について」に改め、同条を第二十四条とする。

第九条第一項中「勘案して」を「勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第二十条第一項の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、最適な手法を」に改め、同条を第二十三条とする。

第八条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）」に改め、同条中「から第十三条まで」を「から第二十七条まで」に改め、同条第六号中「その発生量」を「それらの発生量」に改め、同条に次の一項を加える。

2　事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第八条を第二十二条とする。

第七条第一項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に改め、同条第三項第二号中「及び供用」を「及び自動車の走行」に改め、同条第四項第一号イ中「（気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ⑵中「騒音」を「騒音及び超低周波音」に改め、同号ロ中「（水象、水質、水底の低質その他の水に係る環境をいう。以下同じ。）」を削り、同号ロ⑴中「地下水の水質を除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第四号イ中「（廃棄物及び副産物をいう。次条第六号において同じ。）」を削り、同号ロ中「（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条第六号において同じ。）」を削り、同条第六項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第七条を第二十一条とする。

第六条の見出しを「（環境影響評価の項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）」に改め、同条第一項中「当たっては」の下に「、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で」を加え、同項第一号イ中「林道の延長」を「対象林道事業の規模」に改め、同号ロ中「事業」を「対象林道事業」に改め、同項第二号イ⑵中「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）」を「環境基準」に改め、同条第三項第二号中「関係する地方公共団体又は専門家等」を「対象林道事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第二十二条までにおいて「関係する地方公共団体」という。）又は専門家その他の当該情報に知見を有する者」に改め、同項第三号中「将来の状況」の下に「について予測された結果」を加え、同条を第二十条とする。

第五条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「から第十三条まで」を「から第二十七条まで」に改め、同条を第十九条とし、第四条を第十八条とする。

第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　主要な構造物の種類及び配置計画

第三条第二項中「第六条第一項第二号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同条第四項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に、「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第三条を第十七条とする。